

(公印及び契印省略)

総情作第32号  
令和3年3月11日文化庁次長  
矢野 和彦 殿総務省情報流通行政局長  
吉田 博史

## ウェブキャスト事業者の権利処理における課題及び要望 取りまとめ

総務省では、ネット同時配信等における迅速かつ円滑な権利処理の在り方について研究するため、平成30年12月から、有識者及び総務省で構成される「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」(座長 内山 隆 青山学院大学総合文化政策学部教授)を開催している。令和2年7月の「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャスト事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。」とされたことを受け、本勉強会では、我が国においてウェブキャストと目される事業に先行的に取り組んでいる大手事業者のうち、株式会社AbemaTV及びヤフー株式会社の2社から、ウェブキャストの権利処理手続において発生している課題についてヒアリングを実施したところである。

これを受け、株式会社AbemaTV及びヤフー株式会社が、ウェブキャストに伴う権利処理の円滑化のために検討が必要だと考えている課題を別紙のとおり取りまとめた。上記規制改革実施計画を踏まえると、まずは短期的な検討が必要な事項として、既に権利者団体が着手している集中管理について、一層の促進を図ることにより、権利処理の円滑化を実現することになると考えられる。更に、中長期的な改善・検討が望まれる事項については、必ずしも運用の見直しだけで解決できるものではないほか、制度面での検討が求められるものが発生しうる。まずは喫緊の課題である集中管理の促進による権利処理の円滑化を着実に進めた上で、関係者の意見を丁寧に聴取しながら検討を進める必要がある。

なお、ウェブキャスト事業については、法令等による定義が存在しないが、ここでは一斉同時ストリーム配信を基本とする。近年、放送類似的ではないものも含め広範なサービス形態が続々と生まれてきており、その活力を削ぐことがないようにしなければならない。本取りまとめの作成に当たり権利者団体のヒアリングを行ったところ、新たに生まれた様々なサービスに対して既に民間での取組が始まっており、まずはその取組を見守るべきだと考える。そこで本取りまとめにおいては、放送用周波数を用いずにインターネット上のみでコンテンツを配信するサービスのうち、IP マルチキャスト放送に該当するものを除いた、

定常的に番組編成表を持つなど、放送と同様な特徴を持つ一斉同時ストリーム配信サービス（これに付随する追っかけ配信及び見逃し配信を含む。）を「ウェブキャストイング」とする。また、本取りまとめにおける「ウェブキャストイング事業者」とは、この「ウェブキャストイング」を行う事業者とする。

ウェブキャストイングの提供については、現状では放送法の規律の適用を受けていないが、今般、一部の著作権法上の規定について、放送と同等の扱いを求める意見があった。現在、放送の同時配信等については、放送と同等の取扱いをするための著作権法上の措置が予定されており、まずは放送の同時配信等について、権利者の利益に配慮しつつ、同時配信等に関する実用的な運用ルールをガイドラインとして策定・運用することが先決、かつ重要である。ウェブキャストイングについては、集中管理を進めた上で、上記ガイドラインに係る議論を参照しつつ、改めて議論を深めることが必要である。なお、ウェブキャストイング以外の、新たに生まれてくる様々なサービスについては、当面、現在進みつつある民衆の協議や市場動向を注視すべきである。

その上で、ウェブキャストイングに関する著作権法上の措置の可否の検討に当たっては、令和3年2月3日付け文化審議会著作権分科会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」において、放送番組の同時配信等を放送と同等に扱うための検討の視点として示された、視聴者の利便性向上に資するか、放送に準じた公益性を有するものと評価できるか、権利者の利益にどのような影響を与えるか（ライセンス市場への影響を含む。）といった事項が重要になると考えられる。

このうち、放送に準じた公益性に関してはヒアリングしたウェブキャストイング事業者においては、配信するコンテンツについて放送に係るルールを参考に規定した自主ルールが存在する等、一定の公益性を確保するための措置を講じている実態もあった。一方で、レコードに関する権利管理団体からは、ウェブキャストイングについては、放送と異なり事業主体やコンテンツが様々であることから、著作権法上放送の同時配信等と同様の措置を検討することについては、国際条約との整合性にも留意した上で、より一層慎重を期すべきであるとの意見が示されている。また、実演に関する権利管理団体からは、民衆の取組によって、ウェブキャストイングにおけるレコード利用の広汎な集中管理が短期的に実現できない場合には、機を逃さずにこれを実現するために制度的な手当を講じるべきであるとの意見が示されているところである。

今後、更にウェブキャストイングを放送と同等に扱うことの妥当性を検討するに当たっては、上記の意見も踏まえつつ、放送に準じた公益性を有すると評価されるためには、どのような条件を満たすことが求められるかを、総務省・文化庁が一体となって別途議論する必要があると考えられる。また、権利者の利益への影響に関しては、関係者の意見を丁寧に聴取しながら検討を進める必要がある。

いずれにせよ、権利者の理解を得つつ、コンテンツの円滑な流通の促進を図り、視聴者の利便性向上を目指すためには、まずは集中管理の促進等、運用面の取組によって権利処理の円滑化が図られることが求められる。

(別紙)

我が国においてウェブキャストに先行的に取り組んでいる事業者に対して実施したヒアリングによると、ウェブキャストに伴う権利処理における課題は、以下のとおりである。

## 1 短期的な検討が必要な事項

ウェブキャスト事業に係るレコード・レコード実演については、令和2年11月1日から、一般社団法人日本レコード協会が著作権等管理事業を開始した。しかし、現在の管理対象は原則として一斉同時ストリーム配信に限定されており、スポーツ催事映像を除き、一斉同時ストリーム配信に付随する追っかけ配信・見逃し配信やオンデマンド型ストリーム配信は除外されている。また、オンデマンド型ストリーム配信を伴わない一斉同時ストリーム配信であっても、曲数制限、送信回数制限、レコード使用时间制限、事前告知禁止、チャンネル自動切替禁止という5つの条件を全て満たす必要がある。

今回ヒアリングした事業者が行うウェブキャストにおいては、一斉同時ストリーム配信だけでなく、一斉同時ストリーム配信に付随する追っかけ配信・見逃し配信やオンデマンド型ストリーム配信も併せて行っている。また、一斉同時ストリーム配信を行う場合であっても、例えば音楽専門番組については、上記条件の全てを満たすことが難しい場合が多々ある。したがって、現在提供されているサービスが集中管理の対象とならない場合も多く、実際に集中管理契約が締結されているサービスは限定的であることから、その対象の拡充による権利処理の負担軽減を望むとのことであった。

なお、一斉同時ストリーム配信に付随する追っかけ配信・見逃し配信を超えるオンデマンド型ストリーム配信については、一斉同時ストリーム配信とは性質の大きく異なるサービスであるが、ウェブキャスト事業者からは併せて利用円滑化を求める意見があった。オンデマンド型ストリーム配信には、国際条約上も、一斉同時ストリーム配信とは別個の権利が認められ、その制限は権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定されているほか、一斉同時ストリーム配信により継続的に音楽を流し続けるサービスについては、既存音楽配信ビジネスと競合する可能性もあることが指摘されている。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約において、実演家及びレコード製作者には、公衆への伝達に関する報酬請求権(第15条)及び利用可能化権(第10条、第14条)が認められ、その権利の制限及び例外については、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家又はレコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定している(第16条)。

## 2 中長期的な改善・検討が望まれる事項

### (1) 海外向け配信及び海外の著作権者の音楽著作権の処理の負担軽減

ウェブキャストについては、国境を越えて配信することが容易であるため、当初から海外向け配信を想定したコンテンツを製作するニーズが存在する。この場合、日本の著作権等管理事業者が著作権を管理する楽曲を海外向けに配信する際の権利処理

が問題となる。

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）は、海外の著作権管理団体との間で演奏権、録音権及び出版権につき相互管理契約を締結している。これによって、相互管理契約を締結している海外の著作権管理団体の管理楽曲については、日本国内での使用に当たり、JASRAC を窓口にして権利処理を行うことが可能である。一方で、JASRAC の管理楽曲を海外向けに配信する際は、受信国において権利処理を行う必要があるため、個別に対象国の著作権管理団体と許諾交渉をする必要があり、ウェブキャスティング事業者によれば、これが大きな負担となっているとのことであった。海外向け配信については、著作権協会国際連合（CISAC）加盟団体における国際的なルールとして、受信国での権利処理が定まっており、JASRAC によれば、中国・韓国をはじめとするアジアの一部の国などでは、法律上、現地の団体による権利処理が義務づけられている。現在、JASRAC においては、受信国の窓口となる著作権管理団体の連絡先を紹介する対応を行っていることから、JASRAC に相談することが考えられる。

なお、JASRAC と相互管理契約を締結している海外の著作権管理団体の管理楽曲を日本国内での配信に利用する場合、演奏権・録音権については基本的には JASRAC に対して手続を行うことで簡便に利用可能となっているものの、録音権のうちシンクロ権（音楽と映像を同期させて録音する権利）については、海外の音楽出版者との間で追加的な権利処理が必要となることも多く、ウェブキャスティング事業者にとって課題であるとのことであった。ただし、この場合でも、JASRAC に問い合わせがあれば、該当する日本の窓口となる S P（日本地域の管理権限を有する音楽出版者）を案内しており、さらに関係権利者に S P が存在する外国曲であって、その S P が JASRAC に管理を委託している場合は、指し値確認後の事務手続（使用料の支払い等）について、他の JASRAC 管理楽曲と同様の手続で行うことが可能である。

## (2) 制度上、放送と同等の扱いを行うことの可否についての検討

ウェブキャスティングについては、例えば著作権法第 38 条第 3 項の規定が適用されないため、非営利かつ無料の場合の公への伝達若しくは営利又は有料の場合の通常の家  
庭用受信装置を用いた公への伝達を行う際には、伝達を行う者が権利者から許諾を得る必要があることの見直しに向けた検討を望む意見があったほか、ウェブキャスティングに係るレコード・レコード実演の権利について、集中管理が促進されることを前提に、将来的に課題となるノンメンバーの権利処理についても、放送と同等の扱い（報酬請求権化）を実現するための制度整備に向けた検討を望むとのことであった。

この点については、今般、放送と同等の取扱いをするための著作権法上の措置が予定されている放送の同時配信等について、権利者の利益に配慮しつつ、放送事業者の権利処理の負荷を下げる実用的な運用ルールをガイドラインとして策定し、インターネット配信について業界全体の議論を深めるとともに、まずは集中管理を促進することが必要である。その上で、集中管理が促進されることを前提に、どのような条件が整えばウェブキャスティングが放送に準じた公益性を有するサービスであることを担保できるか否かに関する必要な措置の検討、権利者の利益に関する丁寧な議論を行った上で、著作

権法における措置の可否について検討を深めることが必要である。その際、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、中長期的には持続的な DX 推進という社会的要請もあり、ウェブキャスト事業についても、技術発展とスタートアップの活性化、そして国民の利便性向上を図る観点から総務省と文化庁が連携し、更に幅広く想定されるビジネスモデルや権利処理の課題について実態を踏まえた整理と展望を持つことが必要である。